

昭和六十二年三月二十日提出  
質問 第二一 号

告訴及び告発の受理、処理状況に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年三月二十日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 原 健三郎 殿

## 告訴及び告発の受理、処理状況に関する質問主意書

犯罪により害を被つた者は告訴することができ、何人でも犯罪があると思料するときは告発することができることは、国民の権利として刑事訴訟法に明定されているところである。近時、犯罪発生数の増大と捜査機関の多忙化に伴い、国民より検察庁及び警察に対して提出される告訴及び告発の受理、処理状況にかなりの渋滞が見られ、国民の間に捜査の迅速化を望む声が高まっていると思われる。

従つて、次の事項について答えられたい。

- 一 最近三年間における告訴事件の受理、処理状況。
- 二 最近三年間における告発事件の受理、処理状況。
- 三 告訴、告発事件の処理に要する平均期間。

四 当局は、告訴、告発事件の処理の迅速化について、どのような対策をとっておられるか。

五 我が国の刑事訴訟法上、告訴、告発の「受理」また「不受理」処分の観念はなく、一応適式な告訴又は告発がなされた場合は、これを正式に受理した上、迅速な処理をなすべきものであると考えられる。近時、検察庁及び警察の第一線実務の慣行として、当局が、告訴、告発の受理を「拒み」又は「しぶり」若しくは「参考預り」とするなどの例が多発し、国民は困惑しつつあるとき

く。実情をご調査の上、右不受理等の統計的発生率について回答されたい。

右質問する。